

平成27年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年9月4日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	鈴木 繁 君	3番	石川 和美 君
4番	佐藤 信親 君	5番	益子 輝夫 君
6番	大森 富夫 君	7番	塚田 秀知 君
8番	益子 明美 君	9番	岩村 文郎 君
10番	川上 要一 君	11番	阿久津 武之 君
12番	橋本 操 君	13番	石田 彬良 君
14番	小川 洋一 君	15番	大金 市美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	大森 親久 君
教 育 長	小川 成一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田村 正水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企 画 財 政 課 長	佐藤 美彦 君
税 務 課 長	薄井 健一 君	住 民 生 活 課 長	鈴木 真也 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴木 雄一 君	健 康 福 祉 課 長	小川 一好 君
建 設 課 長	秋元 彦丈 君	農 林 振 興 課 長	穴山 喜一郎 君
商 工 観 光 課 長	坂尾 一美 君	総 合 窓 口 課 長	稲澤 正広 君
上 下 水 道 課 長	田代 喜好 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤田 悦子 君

学校教育課長 長谷川 幸 子 君 生涯学習課長 笹 沼 公 一 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大金市美君） ただいまの出席議員は14名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎一般質問

- 議長（大金市美君） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 佐藤信親君

- 議長（大金市美君） 4番、佐藤信親君の質問を許可いたします。

佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

- 4番（佐藤信親君） 通告書に基づきまして質問させていただきます。

去る平成27年7月19日、新庁舎建設に関わる要望書が那珂川町民有志から集めた署名1,247名分を町長に提出いたしたところであります。今回の署名活動は、住民が主体となり、限られた人員、時間内で町内約800戸の訪問署名を集めた結果であります。これは暑いさなか、汗と足で集めた署名であります。このような住民運動が行われたことは、従来の行政主導型から住民主導型への変遷として、住民参加の協働のまちづくりにも大きな動きとなるの

ではないかと考えております。そこで考える会の次の要望事項について、執行者としての考えをお伺いしたいと思います。

1つ、新庁舎の位置の見直しについてであります。昨日、益子議員がこのような関係で質問しておりますが、お願いいたします。

(2)といたしまして、建設費用を抑え、庁舎の規模を適正にし、支所機能を充実させること。

3番目といたしまして、建設財源は基金を主財源とし、極力合併特例債等の借金を抑えること。

4番目といたしまして、八溝材を活用した全面的な木造建築とすること。これについても、昨日、益子議員の質問に答弁されているところではありますが、また再度よろしくお願いしたいと思います。

5番目の建設請負は町内企業を主体とすること。これもかぶっておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

大きな2番目といたしまして、事務執行体制の強化に向けた取り組みについてでございます。

特別会計事業の消費税未納及び延滞金の納付について、臨時議会が招集され、可決され、その原因については消費税法・関係法令の認識不足によるもので、今後、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めたいという町長の答弁がありました。

その責任は誰がどのようにとるのか。また、今後、再発防止に向けた取り組みはどのように行うのかについてお伺いしたいというふうに思います。

その1つといたしまして、責任の所在ととり方について。

2番目といたしまして、今後の再発防止策と職員教育についてお伺いいたします。

大きな3つ目、町道新宿（しんじゅく）3171号線について。

本線は発掘調査により貴重な遺構が確認されたため、道路整備が中断となり、十数年が経過している。そのために農作業及び雨天時の浸水等により、不便が生じているところであります。以前の一般質問において、砂利等を入れ応急処置を施すとのことでありましたが、いまだに何らの対応もされていない点も踏まえて今回お伺いいたします。

1つ目として、応急処置を講じる考えはあるか。

また、2番目といたしまして、新宿線と吉田観音後線を接続するような路線変更をすべきではないかというふうに考えておりますので、その点についてお伺いして、1回目の質問と

させていただきます。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） おはようございます。私から佐藤議員の1項目、新庁舎建設に関わる要望書に関してのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設に関する要望書につきましては、新庁舎建設に対し、町の将来を危惧する立場から見直しを要望するとの趣旨により提出されました。共同代表の皆様が1,200名余の署名を集められたことは、新庁舎建設をより多くの町民の皆様と考えていただくという意味で、大変意義があったものと考えております。建設位置につきましては、以前から私が申し上げておりますとおり、議会特別委員会にもお諮りし、議会特別委員会で現在の山村開発センター敷地が適当であるとの調査報告をいただいております。町政懇談会において町民の皆様にもご説明申し上げ、大方の理解をいただいているものと考えております。現在の計画どおりに進めてまいりたいと考えておりますが、庁舎の位置以外の項目については、町政懇談会での意見を踏まえて基本設計の中ででき得るものについては十分に反映させていただきました。

なお、新庁舎建設に関しましては、震災以降、町民の皆様、議会の皆様に幾度となくお知らせし、あるいはご説明申し上げてきたところであり、私が町長に就任してからも、機会を捉えては町民にご説明をしてきたつもりでございます。そういった中で、現在進めている結果となっているものと信じております。

それでは、まず1点目、新庁舎の位置の見直しについてですが、先ほども申し上げましたが、新庁舎の位置については、今ここで建設場所まで見直すことになれば、行政の継続性もさることながら、さまざまな混乱を招くおそれもありますことから、現計画どおり進めてまいりたいと考えております。現在使用しております馬頭本庁舎、小川庁舎につきましては、震災から4年5カ月余りが経過し、今後、同規模の地震等においては倒壊等の危険が危惧される場所であり、そういった中で来庁者、町民、職員等の安全を確保することが私の責務であり、そのような点においても早急に安全・安心な庁舎を整備していかなければならないと考えております。

次に、2点目、建設費及び庁舎の規模と支所機能についてですが、平成27年2月19日開催の議会全員協議会に基本設計の見直しに至る経過についてご説明申し上げ、見直しを進める上での基本条件として3階建てから2階建てにして建築面積の縮小を図ること、2階吹き抜け部分をなくし、執務室を確保すること、来庁者の待合空間について合理化を図るため、

コンパクトな中廊下型とすることなど、工事費の削減を前提に基本設計の見直しを図り、6月4日開催、第8回庁舎建設に係る議員懇談会に見直し後における基本設計の概要についてご説明申し上げました。

また、広報なかがわ7月号でも、町民の皆様にもその変更内容を含めた計画の概要とあわせて建設費用の縮減計画についてお知らせをまいりました。

支所機能の充実につきましては、議会特別委員会の附帯意見としても、小川地区の出張所等の配置と旧水産試験場敷地の利活用が出されており、現在の本庁舎並びに小川庁舎の跡地利用計画を含め、各方面からの意見をお聞きしながら十分に検討し進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様を初め、町民の皆様の忌憚のないご意見をいただきたくよろしくお願いいたします。

次に、3点目、建設財源についてですが、基金及び合併特例債をおおむね2分の1ずつ活用することとしております。なお、合併特例債については、新町建設計画に基づき、庁舎建設財源として活用することとし、償還期間を10年としております。現在の財政状況から判断し、償還期間10年という短期返済計画が立てられることから、次世代に負担を引き継ぐことなく、無理のない返済とさらなる健全な財政運営に努めてまいります。なお、今後とも、財源につきましてはさらに検討し、有利な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、八溝材の活用についてですが、町有林の杉材を2階議会棟の柱や梁等の構造材として、梁は町有林の杉を集成材に加工して活用する計画です。また、内部造作材にも活用し、木の温かみのある室内環境の整備を考えております。ご質問の全面的な木造建築については、建設コスト面において無理がありますので、新庁舎の性能要求や法的規制との整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、5点目、町内事業者への発注についてですが、災害対応や地域インフラの維持管理を担う地元建設企業の育成及び地域経済の活性化、地域雇用の促進を図る観点からも、町内業者への受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。建設請負業者等の選考につきましては、技術力や工事期間の遵守を基本に、過去の実績と資本金等を総合的に判断して入札参加形態を決定することになりますが、建設資材や物品等の購入をする場合には、可能な限り那珂川町内業者を利用すること、工事等の一部を下請による施工とする場合は、地元企業を利用することなど、町内企業の受注機会の拡大についても適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2項目、事務執行体制の強化に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたしま

す。

1 点目、責任の所在とそのとり方及び2 点目、再発防止対策と職員教育についてですが、関係職員から当時の状況の聞き取りを行いました。その結果、消費税の取り扱い等にかかわる学習機会の不足が原因している可能性が大きいことが判明しました。職員は細心の注意を持って職務に従事するよう指示したところであり、このような事態を招き町民の皆様にもご迷惑をおかけしたこと、改めておわびを申し上げます。今後の再発防止対策として、関係職員の研修会への出席を推進するとともに、同様の事務処理を行う部署同士の横の連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

3 項目めの質問については、担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（秋元彦丈君） 佐藤議員の3 項目、町道新宿（あらじゅく）線についてのご質問にお答えいたします。

まず1 点目、応急処置についてですが、町道新宿線につきましては、観音堂古墳、那須八幡塚古墳等が点在する吉田地区の国道294号から293号までの延長269メートルの町道であります。現在は、国道294号から約140メートルまでの区間、幅員5メートルから6メートルにて改良工事を実施しましたが、両側をコンクリート擁壁、側溝にて施工されているため、雨水等の抜け道がなく、ところどころに水たまりができ不便を来しておりますので、利用者の利便を図るため砂利等を入れ、不具合を解消していきたいと考えております。

次に、2 点目、路線変更についてですが、町道新宿線と町道吉田観音後線の接続につきましては、連絡する部分に道路はなく、現時点での接続は難しいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4 番 佐藤信親君登壇〕

○4 番（佐藤信親君） 再質問に移らせていただきたいと思ひます。

町長の親切な説明がありましてあれなんですけれども、また再度お伺いしたいなというふうに思っております。

この位置条例につきましては、町執行部はいつの時点で気がついていたのか、当初からそれを知っていたのかどうかについてお伺いしたいと思ひます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 位置条例につきましては、当然庁舎の位置を変更するという
ことになりますので、条例の提出は必要であるというふうに考えておりました。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） この地方自治法第4条の条文に記載されている内容をいつわかったの
か、その時点を教えていただければなというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 前任者のときからは気がついていたと思います。私が総務課長に
なってからは当然必要なものだと思っておりました。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 今、前担当の異動前のころからわかっていたということでございます
けれども、昨年10月の広報、現総務課長はわからないときなんですけれども、その広報
に庁舎のレイアウトが載って、そこに馬頭555番地、きちっと明記されております。先ほど
町長の説明の中で、7月号でお知らせしたというところには、その場所等が一切入ってい
ないということです。この位置条例の存在について、私も実際ことしの1月まで気がつかなか
ったということでございます。これは考える会の有志のメンバーがいろいろ調査をして調べ
てきた、それと関連して222条の関係についても触れてきたということで、私は再三議会で
早く議決しろ、議決しろと言っておりましたけれども、その位置条例に基づいた議決をし
ろと言っているんじゃないなくて、ただ単に議決をなさいと言っていた記憶がございます。で
すからこれ、当然町も今まで一度も位置条例に関しての発言はなされていないわけです。多分、
懇談会の席でその有志の会のメンバーが質問をして、そこでわかってきたのではないかな
というふうに考えております。もしわかっていれば、昨年10月の広報には555番地なんてい
うのは載せなかったというふうに思っております。

また、議会の中でも位置条例についての話し合い、そういうものは今まで一切なかったと
いうふうに認識しておるところでございます。それについてわかっていたと思う、これは今
誰もおりませんので推察でしか答弁できないのかなというふうには感じておりますけれど
も、実際、わからなかったのではないかなというふうに思います。その中で、予算の執行が、
当然予算は過半数で可決されますから当然執行される。ですから、造成工事とか解体工事とか、
どんどん進められていったと。本来ならば、位置条例とあわせて予算化していくべきもので

あるんですけれども、予算が先にひとり歩きしてしまったと。それを議会側も追認していくというような形になっていくのではないかなというふうに思います。今後も、今さらこれを言っても仕方がないのかなと思うんですけれども、やはりそういう手続上の問題があったから町民有志の考える会というのができて、やはりおかしい、何とかしなくちゃいけないというふうになってきたのではないかなというふうに思います。

次に、昨日の益子議員の答弁の中にもありましたけれども、防災機能を充実させるということでございますけれども、防災、何を想定しているのかについて、きのう町長は安全であると安全宣言をいたしましたけれども、何に対して安全であるのか、その内容についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私が安全であると昨日答弁したのは、ご質問の中でやはり水害と、そういう文言が出ておりました。それに対して安全である、そのように答弁をいたしました。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 実際、防災を前面に出してくるということは、各市町村の庁舎検討建設関係の中でも出てきております。特に佐野市の場合は、ちょっと今裁判沙汰になっている事例もありますけれども、なぜその落札した業者より高い業者を選考したのか、それは防災機能の整合性を考えてそちらを選んだということなんですけれども、その防災機能、当然町民も入ってくるということでございますけれども、前の説明会の中でも議場に避難民を受け入れるというふうな状況に説明がありましたけれども、それで議会のほうも可動式に議員の席をかえたということになっておりますけれども。実際、議場に避難される方を受け入れた場合、この緊急の対策会議をどこで開くのか、そういう問題も生じてくるわけです。実際、その防災本部というのは当然役場になってくるわけなんですけれども、そこに避難民の方が多く押し寄せたら、はっきり言って防災活動ができるのかどうなのか、展開できるのかどうか、私はそれすごく心配しているところなんです。母屋を貸して借家で臨時議会を開くのか、そういうところもやっぱり踏み込んで考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。町長が安全だということで、私がこれ以上言うと町長疑っているようになると思うんですけれども、私はそれを信じたいと思います。絶対これは禍根を残さないようになって私はいただきたいというふうに考えてはおります。何年か後に水害に遭ってしまったと、あのとき町長はああいうふうに言ったのではないかなと、そういうことにならない

ことを私は祈っておきたいなというふうに思うんですけれども、もしそういう危険性があるということであれば、きのうの益子議員の中で言いましたけれども、土木事務所はかさ上げを行わないというふうに言っていたということでもありますけれども、これは安全のためにもさらにかさ上げの要望を提出してもいいのではないかなというふうに思います。

町長がここだという決定した理由、再度お伺いしておきたいなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私がここだと決定した理由、これはさかのぼって私が議員の時代に始まります。25年9月議会に、私も議員の時代にそれまで16回にわたって開催されました議会の中での検討委員会、ここで2カ所、随分議論いたしました。それで、最後に決をとるに当たって私は決に従う、このように申し上げました。ですからそれに従っております。それで、その後、町長選に出馬させていただきました。その折にも、開発センター跡地、ここにするけれども、地質調査で安全であるとなった時点で開発センターでいく、このように選挙中は申し上げておりました。その後、地質調査をしていただいて安全性が確認された、そこで決定をいたしました。

それと、土木事務所の話も出ましたが、仮に議員さんが土木事務所の方にそのような話を伺ったとしたら、できればその場でもっとかさ上げできないのかとか、そういう発言もしてほしかった、そのように考えております。そして、それを町のほうにお届けいただければ、町のほうから速やかに土木事務所に確認をして要望する、このような対応もとれるかと思えます。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） それで、町長、非常に議員時代に検討委員会の中で意見の集約をしたところ9対6という数字が出ております。これについては、例えば今回の位置条例の議決となってきた場合は当然これ否決になるわけですよ、9対6ですから。あと、再三町長も言われておりましたけれども、町の検討委員会の意向を踏まえてというふうになっております。町の検討委員会の3分の2の方は水産試験場というくだりがありますけれども、その中で両論併記という形にされまして、結局最終的には前町長が選んだということでございます。そういう意見を尊重するというのであれば当然検討委員会の意見も尊重する、町長の意向じ

やなくて検討委員会の意向も尊重するというのであれば当然山村開発センターという話
は出てこないのではないかなと、私は思っているところでございます。この要点も踏まえて見
直しを求めようと思っているわけですがけれども、町長の意味も相当かたいというふうに思い
ますけれども、それを最後として伺いたいなと思っております。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は検討委員会といいますより町で設置した検討委員会、それに基づ
いて前執行部が決定した、それを議会に提案くださって議会のほうで1年数カ月に及んで議
論した、私は議会の中で議論したその内容を尊重いたしております。ここであそこが、あそ
こといいますか、開発センターの土地が安全でないという言い方、これをされますと、私は
もう安全だと思っておりますが、安全でない、このような言い方をされますと、あそこに住ん
でいる住民の方もたくさんいらっしゃいます。その方々にあなた方は安全でないところに住
んでいるんだよ、そういうふうに言っているのと同じかと思えます。ですから、私はあの場
所は安全であると、このように考えております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番（佐藤信親君） 余りこの点ばかりやっていると時間がなくなりますので、次に移らせ
ていただきます。

建設費の高騰の原因、何か。今、国立競技場関係でも騒がれておりますけれども、プロポ
ーザル方式で建築費の上限を設けなかったというのがさっきの町長の答弁の中にもありまし
たけれども、やはりそれが大きく原因しているのではないかなというふうに思えます。

それと、確かに高騰もあるかもしれませんが、町の最初の建設計画は17億円、その
うち用地費が2億、実質建築費関係では15億という予算でございました。ところが、幾ら高
騰といっても10億もはね上がる、これはちょっと、これも見直しをした上での10億ですの
で、さらに金がさが上がっていたのではないかなというふうに思えます。実際、この建築費
の見直し、国立競技場の場合は1,000億円を見直した。ところが町では町長もいろいろ努力
されたと思うんですけれども2億円と、もう少し私は下げられるのではないかなと。その
プロポーザル方式によって設計された金額、設計屋からすればどんどん上げていきたい。デ
ザイン重視でやった、国立競技場もデザイン重視、町もデザインを相当重視したのではない
かなというふうに思えます。この点についてどのように考えているか、お伺いしたいと思
います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 当初の17億円から25億円にはね上がった。当然10億円はね上がった、このように認識をいたしております。しかしながら、当初の計画においてもプロポーザルでお願いをいたしました、その中でも経費の圧縮、これは当初からお願いしている部分でありまして、そこからさらに下げるといふ部分で非常に苦慮した、設計屋さんも町の担当者もほとんど連日のように設計事務所と交渉しながら経費の圧縮に努めてまいった、その結果としてこういう数字が出てきた、それでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 私は国立競技場と同じように先に上限を設けて、それでデザイン等決めていただくと。那珂川町の場合も上限を決めないで設計屋さんのほうから出されたものに基づいて審査をした、それに基づいて設計をしたらばこういう金額になってしまったと。当初からこれの予算で、一般家庭でうちを建てる場合、幾ら幾らの予算でやってくださいというのが、で、こういうふうの中を目いっぱいよくしてくださいというのが本当ではないかなと。それがお金は幾らでもあるよ、好きにやっていいよというような依頼の仕方がこのような高騰を招いたのではないかなというふうに思うわけです。実際、この25億円でおさめるときのうの答弁の中でもありましたけれども、本当に25億円でいくのか、絶対超えないという確約ができるのかどうかについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 現在、設計屋さんとお話を詰めさせていただいております。その中で25億円を超えない、このような形で努力するようにいたしております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 当然この25億円の中にはこれからの支所、出張所になるんですか、支所か出張所、いずれかできるわけですね。その場合、その費用はこの25億円の中に入っていないんですかね。入っていますか。その点についてお伺いします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それは入っていないと認識いたしております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） そうしますと、庁舎本体だけで約25億円近い金、ここに外構工事、また解体費用、あと旧本庁舎跡の解体費用を含めていきますと、総額で何だかんだ30億円近い金がいってしまうのではないかなというふうに思います。ですから、きちっと予算を抑えていくべきではないかなというふうに考えます。さらに、町長、設計業者との交渉の中で、この点について25億円以内とするという確約をとれるような依頼の仕方をしていただきたいというふうに思いますので、その点についてお伺いします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） そのような依頼は以前からずっといたしております。ただそのように努力する、答弁としてはこれ以上はご勘弁をいただきたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番（佐藤信親君） これ以上言ってもあれですので、2番目については以上で終わりにします。

3番目の建設財源は基金を主財源として極力合併特例債を抑えることということでございますけれども、先ほど町長はなるべく有利なものを活用するというようなことでございますけれども、やはり合併特例債はうたい文句のように7割は交付税で算定されると、だから3割は7割から3割の負担だけで済むんだと。確かに計算してみたら実際にそのお金が来ればいいことは確かなんです。ところが、来年度から交付税算定替えにより交付税額も年々減少してくるという中で、また昨日の8月29日に新聞で出ましたけれども、市町村民税県下最低、県の平均より10%も低い徴収率であると。それと、また限界集落というか、消滅市町村に限りなく近づいている町と言われている中であって、借金は極力抑えてなるべく現行予算の中で反映して運営していくべきではないかなというふうに考えます。確かに交付税も間違いなく算定しますよという確約がとれるんだったらいいと思うんですけども、実際どのような形になってくるか、今後の交付税の配分方法等の中でも考えていかなければいけないのではないかなというふうに思います。ですから、先ほども言ったように25億円、なるべく極力抑えて身の丈に合った庁舎建設をすべきではないかなというふうに思います。その点についてお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 庁舎の財源につきましては、先ほど町長のほうから答弁をいたしましたように、約2分の1を基金、2分の1を合併特例債を利用してということであり

ます。合併特例債につきましては、先ほど議員からご指摘ありましたように、起債償還の7割が交付税算定になります。この額は丸々算定になりますので、下げられるということはありませんので合併特例債については7割が交付税の算定に全額入っておりますのでそのような形になっております。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 全額入ると、7割。本当なんでしょうかね。ただそれがみんなこれは合併特例債分ですよ、これは普通の一般財源ですよという形で来ないですよ。合わさって合算で来ちゃうわけですよ。ですから、幾ら財務省のほうで算定しましたよとかそういうふうに言われても、確かに言葉で言えるかもしれないけれども総額ではどうなのかということになってくると、今度の算定替えによる減額分と合わせて本当に来るのかどうかというのは私は確約はできないんじゃないかなというふうに思います。そういうところで、なるべく自分の自主財源を活用して借金を残さない、にやっていただければなというふうに思います。でももう実際そういうふうな形で動いているんだろうというふうに思いますけれども、できる限り財源確保に努めて、合併特例債なるべく使わないようにしていただきたいというふうに思います。当然本庁舎跡地、更地にした後は何かに必ず活用するということになってきます。そうなれば当然建築費もかかってくる。また認定保育園等も建設しなければならないというようなことでどんどん合併特例債の需要が出てくると思うんです。那須烏山市みたいに底をつくというようなことがないように、計画的に活用していただければなというふうに思います。

以上で、3番目を終わりにします。

4番目の八溝材を活用した全面的な木造建築とすることということで、先ほど町長のほうからも言われておりますけれども、町内誘致企業として木材加工会社も来ております。町の64%が森林ということでございますので、できる限り町内産木材を活用した庁舎建設にいただければなと。あと加工工場も当然町にあります。やはり林業にかかわる産業の活性化を促進する意味からも、木造による庁舎建設を考えるべきとの要望事項であったと思うんです。昨日の答弁では考えていないということですが、議会としても先進地視察ということで、木造平家でやっている庁舎を見学に視察研修にも行きました。総務常任委員会のほうでも、埼玉の宮代町まで木造平家の庁舎建設を視察に行っていました。私も当然

木造平家でいくものだというふうに認識していたわけですがけれども、今回その視察が生かされていないということでございます。確かに構造上の問題とかそういうものについては、私も素人でございますので余り立ち入ったことは言えませんが、今の集成材、相当強固にできております。地震耐震上も十分耐えられる構造となっております。もう今さら変えられないというようなことであるのかどうなのか、そういう点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先日、益子議員さんのご質問にもお答えをしましたが、オール木造といいますと経費の面と相反する面が出てきてまいります。どうしてもオール木造にするとう単価、坪当たり単価も上がってまいります。そういった中でどの程度八溝材、地元産材が使えるかという中でその混構造方式という方式が出てきたわけです。今、実施設計をやっておりますが、設計業者のほうにもできるだけ八溝材をできるように、限られた費用の中でですけども使えるように、本物を使うのが無理だとすれば集成材使ったり、それから腰板材を使ったりと、そういう形でできるだけ那珂川町らしい、木材の町らしい、そういった庁舎をつくれるように今指示を出しているところです。きのうも益子議員さんにもお話ししましたがけれども、実施設計やっておりますので、実施設計ではどのぐらいの木材が使えるのかというのが出てきますので、その時点でまた議会のほうにもお示しをしていきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 今、町も地域創生に積極的に今取り組んでいるところでございますので、地域から元気にならなければ幾ら笛吹けど踊らずになりますので、なるべく地元に関心があるような木材の活用を考えていただければなというふうに思います。

最後になりますけれども、建設業者は地元主体としてということでございますが、先ほど町長の答弁の中で極力やると。ただ、入札資格審査の条件に合った企業が町にあるかどうかという点については私どものほうもそこはちょっと把握できないところでございますけれども、もし他の大手企業と組む場合、ジョイントとJVでも組んで町内企業が参加できる、そういう実績を積むことによって、今後そういう大きな建物をつくれるような建設業者の育成にもつながっていくのではないかなというふうに思いますので、その点も十分考慮した上で選考をしていただければなというふうに思います。その点についてお伺いします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 発注の方式、いわゆる入札の方法は今検討中であります。一括発注をするか分割にするか、それからJVとか、いろんな方法があるかと思います。それを現在やっぱり建設費を少しでも抑える、同じものをつくるのであれば少しでも安く上げる、それを第一に考えてまいりたいと思います。その中で地元業者をいかに入れるか、入れられるか、それを検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） できればそのように本当にやっていただければなというふうに思います。やはりこの選考過程、どのようにするかということで大体決まってしまうと思いますので、なるべくそのような方法でいっていただければなというふうに思います。

以上で1番目については終わりにいたしたいと思います。

次の事務執行体制の強化等についてでございますけれども、このケーブルテレビ関係の予算をつくったのは誰かについてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 最終的には町長が作成するということになっておりますが、その基礎資料、それから根拠、それから金額というのはそれぞれの担当課、担当者がつくったものでございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 当然予算は担当がつくるものだというふうに私も認識しております。そのつくられた予算をチェックするのは当然課長ですよね。当然課長の段階でチェックできなかったということが一つのあれかなというふうに思います。当然課長のチェックを得た上で副町長、町長の査定という形でいくのが予算の流れかなというふうに思います。課長の職務というのは当然課の統括をするわけでございますから、全てにチェックしていかなければいけないという重責であります。よく民間ではコンプライアンス、よく使われておりますが、行政では余り使われておりません。なぜかというならば、法令を遵守するのが当たり前であるからです。でも今回のように法令が勉強不足、認識不足であったとか、それでは私はおかしいのではないかなと。前にさかのぼってありますけれども、土地家屋調査士さんに対する委託料に対する源泉徴収、チェック漏れ、これは関係者に多大なる迷惑をかけたと思うんで

す。やはりこれ、法令を解釈する能力がないのか、勉強していないのか、そこに尽きるのではないかなど。やはりこの役場、行政の中にコンプライアンスが必要ではないかなというふうに逆に私は思ってしまうわけなんですけれども、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先ほど来、前回の源泉徴収の話が出ましたけれども、これにつきましては改めて申し上げておきますが、税務署と各地方自治体の解釈の違いです。誤りではございません、解釈の違いです。今回は消費税は誤りです。ですので、当然職員が間違った解釈をしていたという意味では職員、それから当然それを管理すべき管理職にも責任はございます。ということで、起きてしまった事故ではありますが、今後はこういうことがもう起きないように、当然今、佐藤議員が言われたようにコンプライアンスという部分もありますので、そういう部分を十分遵守できるように、またこういう事案が出てきましてからすぐに消費税の研修に担当のほうも行かせました。そういうことで対応のほうも速やかに行なっているつもりではございますが、ただこういう事案を起こしてしまったというのは事実でございますので、この件に関しましては真摯に受けとめてまいりたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） ですから、法令を遵守するということがすごく大切だなというふうに思います。私らもやはり勉強していかなければいけないなというふうに痛切に感じているところです。当然役場の位置条例関係についても、先にもう少し早目に私らも気づけばよかったし、町執行部のほうでも気づいていただければこういうことがなかったのではないかなというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

当然前にも臨時会の際に確認したんですけれども、他の部署ではきちっと研修を受けてやっている。事務執行体制上、なぜ情報の共有化ができなかったのかについてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 現在、上下水道課のほうで特別会計、同じような形で消費税の納付がございまして、上下水道課につきましては、県内各市町村とも同じような作業がありますので、研修会等がこまごまとありますので、そういった研修に参加していたというのが事実でございます。うちのほうのケーブルテレビ特別会計につきましては、他市町ではない

ような事業をしておりますのでそういった研修の機会がなかった、その時点で上下水道課と連携を図ってそういった研修に参加していればよかったというのは今さらながら感じておりますが、今後はそういった連携を図りながら研修会も同じように参加をする、あるいは作成の時点で協議を進めていくということを今後はしたいと考えております。ただ当初、初めて課税団体になったときには、上下水道課のそちらのほうが先に始まっておりますので、そういった知識を拝借して申告をした事実はございますが、その起債の償還が始まった時点は途中になりますので、その時点で気づきが甘かった、認識不足があったということで、そのときに連携が図れなかったというのは事実でございます。今後は連携を図れるような体制で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、現在、そういった消費税納付にかかわるマニュアル作成について取り組みを始めておりますので、あわせてご理解を願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 今、課長の説明で大體理解いたしました。この申告に基づく過去3カ
年分の延滞金66万1,600円、これは誰が負担するのか、町の予算で支出するのか、これにつ
いてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 8月の臨時会でお願ひしましたように、町がケーブルテレビ
特別会計のほうから支出をいたします。その財源につきましては一緒にお願ひをしました一
般会計からの繰出金ということで、町の財政から出すこととなります。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） これに対する責任というものはとらないという感覚でよろしいんでし
ょうか。私は当然これだけの損失を与えたわけですから、町に。当然何らかの形で弁済をす
べきではないかなというふうに考えますけれども、その点についてお伺ひしておきたいと思
ひます。

○議長（大金市美君） 副町長。

○副町長（大森親久君） それでは、私のほうから一連の流れも含めて今の関連について答弁

したいと思います。

本件につきましては、庁議におきまして再発防止のための注意喚起、あるいは一般研修のほか、専門研修への積極的な受講、参加を指示したところでございます。また処分につきましては、職員の処分及び裁定に関する審査会の意見を尊重いたしまして、このたび「口頭注意」という処分をいたしました。今後、このようなことのないように厳重に注意したところでございます。

なお、本件の消費税の関係ですが、質問の通告書にもあるんですが、未納というふうに誤解をされている方もいらっしゃるようですので申し添えますけれども、今回の場合は本来課税対象となる金額を誤って申告してしまったということでございまして、申告誤りにことし7月に気づいた時点で速やかに税務署に赴きまして、過去の申告分も含めて修正申告した結果、追加納付が発生したというものでございます。決して未納だったというわけではなく、未納付であったということにつけ加えさせていただきます。またさらに、8月の臨時会のある程度ご説明申し上げたんですが、そのときに補正額として3,000万円余の損害を与えたというような感じ方をされた方もいらっしゃるようですけれども、納めていた消費税が申告誤りにより未納付であったことから今回修正申告したことにより、本来納めるべき消費税が今年度も含めて3,000万円の金額があったということで、今ご指摘の66万円はその過去の分も含めた分も今回納めるということで延滞税がついてしまったという経過でございます。ただ消費税にも……

〔「結論だけで結構です」と言う人あり〕

○副町長（大森親久君） 時効消滅という期間がありまして、今回のケースですと、納付義務が発生した5年前と4年前、この2カ年の消費税については時効が成立しまして、2カ年分は納める対象にならなかったということでございまして、実質今回修正申告により……

〔「余り長いんで、66万1,600円どうするかについて聞いているんです」と言う人あり〕

○副町長（大森親久君） 延滞税が生じましたけれども、66万円ですね、時効分と相殺しますと、町に対しての金銭的な損害は与えていなかったのかなということで、改めてその66万円の支出についての金額のことについてはご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 長々とお説明いただきありがとうございます。私はこれ延滞金であるんですから損害金にも当たらないという感覚でいるみたいですが、何らかの形で私は弁済すべきではないかなというふうに考えております。

あと、再発防止について、職員の教育については、町長を初め、企画財政課長からの説明もありましたので、そのように密の濃い研修がなされることを期待してこの質問を終わりたいと思います。

最後に、私も「しんじゅく」線と言いましたけれども、新宿（あらじゅく）線でございます。これについてはもう過去に平成22年かなと思うんですけれども、そのときにも質問したんですけれども、穴をあけて砂利を敷いて水がたまらないようにするというものでありましたけれども、先ほどの建設課長の答弁にもありましたように、ぜひやっていただきたいというふうに思います。当然あと吉田観音裏線、後線については、文化財地域ということもございまして、関係課との協議も必要かなと思いますけれども、なるべくあそこをリンクさせることによってやはり周遊コースも完璧になってくるのではないかなと。ただ歩く分については参道を使えばそれでいいわけですが、たまには車で来ている方もおると。駐車場の周りに今度の砂利を敷いた5メートルから6メートルの町道新宿線を活用できるということで294を通過する車の交通の妨げにもならないというようなことで危険防止にもつながりますので、ぜひそれを早急にやっていただけるようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大金市美君） 4番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（大金市美君） それでは再開いたします。

◇ 益 子 明 美 君

○議長（大金市美君） 8番、益子明美さんの質問を許可いたします。

益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 8番、益子明美です。通告書に基づき、2項目について一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を求めます。

まず、生活困窮者自立支援法が施行されてからの町の対応について伺います。

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されました。法律の概要は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、居住確保、保険給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもので、必須事業と任意事業があります。法律の概要にのっとりた事業の実施状況をお伺いいたします。

1番として、生活保護受給者以外の生活困窮者と言われる層の方は町内に何人ぐらい存在するのでしょうか。また、実態把握はどのように行われているのかお伺いいたします。

自立相談支援事業はどのように行われているのでしょうか。相談内容と件数をお伺いいたします。

就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業、学習支援事業等の任意事業はどのように行われているのかお伺いいたします。

子供の貧困対策としての学習支援事業が当町で行われておりますが、子供たちの学力をつけることだけでなく、家庭の悩み相談やいろいろな問題が発覚したりする可能性もあります。そのような場合には、どのようなバックアップ体制が町としてとれるのかお伺いいたします。

2つ目、高齢者福祉計画について伺います。

高齢者福祉計画、介護保険第6期事業計画が策定され、要介護状態になっても一人一人に合ったサービスの提供が24時間体制で受けられ、住みなれた地域に多様な介護保険施設、地域密着型サービス拠点が整備された状態を目指す目標設定をされました。そこで伺います。

介護保険施設については、整備が進み、他市町の入所系施設とあわせて特別養護老人ホームの入所待機者が解消されると期待されておりますが、現状はどうなっているのか伺います。

施設関係の充実は進んでいる一方、介護職員不足が言われておりますが、現状はどうなっているのでしょうか。その原因をどう捉えているのかお伺いいたします。

介護職員充実に向けて、町独自で介護ヘルパーの資格を取る講習会を開催する、もしくは資格取得のための助成制度を設けてはいかがでしょうか、町の考えを伺います。

新しい総合事業は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護、通所介護を町が取り組む地域指定事業に段階的に移行することとし、町は平成29年度までに実施するとして準備期間に入りました。どのような考えのもとに、どのような形で準備されているのかお伺いいたします。

高齢化社会においては、健康づくりや介護予防を重視してさまざまな取り組みも行われておりますが、真の意味での福祉サービス充実を図るためには、職員の戸別訪問と専門性が重要になってくると考えます。理学療法士と保健師がペアになって訪問指導や相談を積極的に行うことが高齢者の閉じこもりを防ぎ、早期対応ができることにつながると考えます。専門職を積極的に採用することを考えてはいかがでしょうか、町の考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私からは益子議員の2項目、高齢者福祉計画についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、特別養護老人ホーム入所待機者の状況についてですが、特別養護老人ホームにおける入所待機者数については、入所希望者が複数の施設に申請しているため、各市町での把握が難しいところから、3年ごとの計画策定時に県が一括して実態調査を行い、各市町別に実数を名寄せします。第6期計画策定時の平成26年度調査結果では、本町の入所待機者数は55名となっております。その後、本町では、本年6月1日に定員29名の地域密着型特別養護老人ホームが開所したところであり、近隣自治体においても多くの特別養護老人ホームが開所し、那珂川町の待機者も入所しておりますので、待機者数は相当数減少しているものと推察いたしております。

次に、2点目、介護職員不足の現状と原因についてですが、益子議員ご指摘のとおり、介護施設が多数建設される中、新たな介護職員の確保が難しくなっている現状にあります。町内の介護施設に聞き取り調査した結果では、介護職員の設置基準は満たしており、不足を生じている施設はありませんでしたが、設置基準での人数では、実際の現場においてはスタッフのローテーションに余裕がなく、より充実したケアが行えないとの施設の意見もございました。一方で、設置基準以上の人数を配置し、ローテーションなどを工夫して事故防止や離職の防止に努めている施設も多く見受けられました。また、介護職員の人材不足の原因については、身体的にも精神的にも大変な仕事であるにもかかわらず、産業系の平均賃金と比較

して介護職員の賃金が低いことなどが主な原因と考えられます。

次に、3点目、介護職員充実に向けての町独自の講習会の開催や助成制度の創設についてですが、厚生労働省が平成27年2月に発表した推計値によると、2025年には介護職員が国全体で約38万人不足し、本県においても約6,900人が不足するとの報告がなされております。ご質問にありました介護職員の充実については町独自で取り組むものではなく、県や国全体で取り組む喫緊の課題であり、資格取得に向けての講習会等も大切であります。将来に向けて介護職の重要性や魅力を啓発することも重要であると考えます。

現在、県では指定機関において介護員要請研修を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、中高生へ向けた介護の仕事の魅力を伝える出前講座や、介護職員のスキルアップに取り組む事業所等に対する助成事業等行うなどの啓発活動を行なっております。

本町においても、地域包括支援センターを中心として、町内の介護事業所の職員を対象に、情報交換と職員の交流を目的とした介護事業者ネットワーク会議を各月で開催しており、職員の資質の向上と離職防止対策等の啓発を行なっております。町といたしましては、県や国の動向を注視するとともに、これらの施策について、町民や事業者に十分な啓発を行なっていくと考えております。

次に、4点目、新しい総合事業に向けた考え方ではありますが、寝たきりになっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図っていくことを基本に考えております。現在の準備状況ですが、平成29年度からのスタートに向けて制度設計を行なっているところであり、事業全体の量の把握を行うとともに、個々の事業への予算配分やメニュー構成、実施体制の構築等の検討に入っているところであります。今後は、事業を開始するに当たって、医療、介護、福祉等の各関係機関と連携して事業内容の充実を図るとともに、料金の設定や介護事業者との調整に入っていくと考えております。

次に、5点目、理学療法士等専門職の採用についてですが、現在、要支援、要介護状態の方でリハビリが必要な方に対しては、介護保険の中で訪問リハビリや通所リハビリを行なっております。平成27年度の介護保険制度の改正においてリハビリ職の関与は重要視されており、新しい地域支援事業の中に地域リハビリテーション活動支援事業が新たに位置づけられました。その活動内容としましては、通所、訪問、地域ケア会議、住民が運営する通いの場等において、技術的助言を行うこととされております。今後、当町においても、新しい地域支援事業の中で理学療法士との連携も視野に事業を検討していきたいと考えておりますが、

町で専門職の採用をして事業を行うよりも、専門機関や介護事業者からの派遣により実施することがより効率的かと考えます。

その他の質問については、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 益子議員の1項目、生活困窮者自立支援法施行後の町の体制についてお答えいたします。

まず1点目、町内にいる生活困窮者の人数及び実態把握の方法についてであります。生活困窮者は法律上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなるおそれのある者」と定義されており、現に経済的に困窮しているか否かは本人の申告によるものであるため、所得基準などで一律に把握できるものではありません。また、最低限度の生活であるか否かについても、本人の申告に基づき、置かれている状況を個別に判断するものでありますので、人数についてあらかじめ把握するのは極めて困難であります。したがって、実態把握の方法といたしましては、該当者の申し出以外には民生委員、児童委員等、地域の状況に詳しい人たちや関係機関からの情報提供により把握することになります。

次に、2点目、自立相談支援事業についてですが、自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法の必須事業の一つであります。那珂川町では福祉事務所を設置していないため、県が事業主体となって本事業を実施しております。県から委嘱を受けた自立相談支援員が週2回、月曜と木曜日、馬頭庁舎に勤務しており、随時、窓口に来所された方や民生委員、児童委員、関係機関などから紹介された相談者の対応をしております。相談件数につきましては、今年度の4月から7月までの新規相談受理件数は8件であり、そのうち2件は生活保護と思われるケースであったため、那須福祉事務所につなぎ、介護が中心のケースで町包括支援センターにつないだものが1件、ほかの5件は生活できる収入はあるが、家計相談や家族間の調整等で相談を続けているものなどあります。

次に、3点目、任意事業についてですが、この事業も県が事業主体となって実施しており、那珂川町を所管している那須福祉事務所に確認したところ、就労準備支援事業及び家計相談支援事業については、事業は実施しておりますが、現在までのところ事業の対象となる方からの申し出はなく、一時生活支援事業については、現在のところ事業を実施していないとのことあります。

学習支援事業については、平成26年度はモデル事業として県から委託をされている事業者が町内2カ所を会場としておのおの週1回開催しており、本年度からは本格実施となっております。

ります。事業の利用状況ですが、平成26年度は中学生6名、小学生5名が参加し、今年度については8月1日現在で中学生3名、小学生5名が利用しております。

次に、4点目、学習支援事業における町のバックアップ体制についてですが、学習支援事業において悩み相談や問題が発覚した場合、まず運営を受託している事業者が初期対応を行い、事業者で対応し切れない問題については事業者から県に報告し、県で対応するとともに、必要に応じて県から町に連絡が来る体制になっております。その際、要望や必要性があれば、相談や家庭訪問を行なうとともに、要保護児童対策地域協議会での対応や、学校教育課との連携により対処するバックアップ体制をとっております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 再質問させていただきます。

まず、生活困窮者自立支援法に関してですが、生活困窮者をどのように実態把握するかということをお伺いしましたが、なかなかその把握が難しいという実態があるということは理解できますが、ただ相談員を設置して相談に来る方を待っているだけではなくて、実際相談に行かれないという方がもしかしたらいるという可能性があると思うんですね。その辺をどう町として探していくかというのは、県の事業であってもその辺は町として積極的に関与することも必要ではないかという観点からお聞きしたいと思います。法律の対象となる生活困窮者としては、失業者とか多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、高校中退者、障害が疑われる方、矯正施設出所者などさまざまな人がいらっしゃいますよね。そういった人をどうやって把握するかということが、待っているだけではなかなかできないということがありますが、例えば住民税や上下水道の料金、または給食費の滞納、そういった世帯に生保ではなくて困窮者となっている可能性があるのではないかというような事案が町として把握できないのかどうか、1点お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 今議員のおっしゃるとおり、確かにいろんな公共料金等の滞納等、あるいは特に低所得者、あるいは非課税者等の把握等につきましては、把握できる部分は当然あります。特に待っていてはという部分もありますけれども、ただ中に、先ほども申し上げましたように、本人がまず困っているんだという部分がやはり重要になってくる。そして、この法律の趣旨でありますとおり、困窮者の自立を支援するという部分であります

ので、単純に低所得というだけではなかなかできる部分ではないというものであります。一応その対象になるような範囲の方という形でございますと、例えば昨年からことしにかけて実施しております臨時特例交付金の受給者、これにつきましては、昨年度の実績ですと3,270人。それから児童扶養手当、これはいわゆるひとり親等の家庭であります、こういう方ですと27年、ことしの8月の実績ですと175人。あるいはひきこもり、これ非常に把握は難しいですけれども、県のほうで子供、若者、ひきこもりの総合相談センターというのがあります。ただこちらのほうへの相談件数は那珂川町ですと5件というような形で、なかなかこの辺を把握するのは非常に難しいという部分もありますが、こういう方を一番把握できるのはやはり地域の民生委員なり、あるいは関係の機関の方、そういう方からの連絡等が一番かなというふうに思っております。例えば滞納者等につきましても、滞納指導等を行いながら、こういうふうなものがありますよというようなPRは今後とも続けていきたいと。もちろん広報、あるいはケーブルテレビ、それからインターネット等につきましてはホームページ等でもお知らせはしておりますが、そういうようなところでの困りぐあいといいますか、そういうふうなときに直接そういう方たちと接している方にこういうふうなものもありますよというふうにお知らせできる部分が一番の把握の仕方かなというふうに思っておりますので、民生委員等の協議会においてもこういうふうなものの事業が始まりましたということで、ぜひ地域、相談等があったときには、この辺の部分についてもお知らせくださいというふうな研修をしております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 課長のお話からは民生委員さんからの情報が一番の頼りであるという話がありましたけれども、その民生委員さんにどの程度この情報がきちんと伝わっているのか、先ほど研修をしていただいたというふうな話がありましたけれども、この法律が施行になってから民生委員さんへの研修、この情報はどのようにされていて、そこから相談件数につながったというのは何件ぐらいあったのかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 民生委員の研修におきまして定例会がございますので、その中で昨年のモデル事業の時期からこのような県のほうの事業で支援員が町に来ておりますので、もしそういうふうな困りの度合い相談があったときにつきましては、町のほうでいます

ので、ぜひそちらのほうに来るようにというふうな指導をしてくれというような内容の知らせをしているというところでございます。具体的な中身につきましては、実際に個々のケースがございますので、直接県のほうの委嘱の相談員に来ていただいて中身を相談していただくという形でございます。

それ以外のものにつきましては、実際にどういうふうな形で相談に訪れたかというところの統計まではとっておりませんので、そこまでは把握しておりませんが、やはり広報等で知ったという方が比較的多いというふうに聞いております。これは対象者そのものがやはり働けるというふうな可能性の事業でございますので、比較的若い方がインターネットとか広報とかそういうふうなものを見て訪れるというふうな傾向にあるように我々現場のほうで感じている次第であります。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 民生委員さんには定例会できちんと情報を伝えていただいているようなので、そこからまた相談員につながることを望みますが、積極的にやっぱり広報していかないと、なかなか直接福祉事務所が那珂川町にあるわけではないので、役場の健康福祉課の中に相談員さんが設置されていますので、その辺訪問しにくいというところもあるかもしれません。その辺は積極的に広報を続けていただきたいと思います。

それで、今のところ週2回相談員さん来ていらっしゃるんですけども、那珂川町としてはそれで十分な状況なのでしょうか。この件に関して、同じ県の事業として扱っている那須町に調査に行きましたところ、那須町では現在週2日のところを10月からは毎日来ていただくように要望を出して来ていただくことになったというふうに聞いていますが、那珂川町の現状はどうでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 相談のペースといたしましては、先ほど言いましたように、4月から現在までで8人程度でございますので、そう多いものではございませんが、ただその日しかありませんので、そういう意味からすれば、町といたしましても、週のうちなるべく毎日できればというふうに考えております。県のほうには要望しておりまして、県のほうで那須福祉事務所は4町、那須町、塩谷、高根沢、那珂川という4つを管轄しておりまして、そこに2名の相談員を配置しているのが現状でございます。そういう形で、那珂川町と塩谷

町がセットになりまして週2日というような形になっておりましたが、県のほうに確認したところ、新たなものとして10月からやはり確保できそうだということで、まだ正式ではございませんが、10月からは週4日の勤務になる形がとれそうだというふうな情報は来ておりますので、正式な回答が来次第、また広報等でお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） それでは那珂川町も同じように10月からは出勤日数をふやしていただけるということで、積極的にお知らせしていただきたいと思います。

それと学習支援についてなんですが、先ほど人数をお伺いしました町内2カ所、週1回ずつ行われていますよね。現状、中学生がなかなか来れていない状況があるというふうにお伺いしています。クラブ活動、部活等の関係なのかわかりませんが、中学生となると高校受験も控えていて積極的な学習支援が必要だというふうに思っていますが、昨年から比べても中学生が減っている、または現在3名登録されているがあまり来られていないという状況をどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 特に、確かに中学生の場合ですと、3年生になればもちろん進学というのが目前に迫ってまいりますので、そちらのほうにシフトという形ではありますが、対象がいわゆる貧困という形になりますので、どうしても対象者の内容によっては中学生1年2年のあたりですと部活優先というような部分もありますので、あくまでもこれも希望でありますので、対象者に対して連絡を申し上げ、その中から希望で出てきていただくというものでございます。そういう中で、これに関しましては、それぞれ対象となる特定者に関しましてそれぞれ個別に通知は差し上げておりますが、具体的な内容につきましては非公開となっておりますので申し上げられませんが、個別での通知はそれぞれ差し上げておりますので、十分周知のほうはなされているというふうに考えております。ただ対象者が学年によって考え方の部分がありますので、それにつきましてはその対象によって、昨年ですと6名のうち3名が中学3年生という状況でありましたので、その3名につきましてはぜひ高校進学にというような状況もありますので、そういうような状況であれば、今後とも通知に関しましては十分対象者には通知を出しているという形でございますので、それぞれご父兄の方々につきましてもぜひご利用いただければというふうに考えております。

また利用の状況によりましては、夜間、それから午後というような部分もありますので、この辺につきましてはなるべく利用しやすいような方向で検討調整したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 個別に通知を出しているというお話がありましたが、小学生、中学生が塾に行きたいような状況にあってもなかなか塾に行けない、勉強したくてもできない、そういう状況を改善する、また世代間の貧困の連鎖をなくすということで始まった学習支援であります。これに関しては、健康福祉課の所管の事業でありますけれども、学校教育課と連携しないとなかなか児童・生徒の様子がわかってこないというところがあると思うんです。周知は健康福祉課のほうからしているから学校教育課、また教育長はこのことをあまりご存じでないのかどうかちょっとよくわかりませんが、またちょっと那須町の例を出しては申しわけないんですが、那須町はこの学習支援がとても大事な事業であるということを教育長がみずからしっかり感じ取りまして、各学校の校長に教育長とその担当職員が出向いて学習支援というものが始まるからぜひ利用してほしいということを説明に行ったそうなんです。そうしたところ、学校の教員、担任の先生を初め、そういった方々が個別に全戸訪問してその重要性について説いて回ったというふうに聞いています。それでもなかなか利用するに当たって保護者の理解が得られないというところもあるというふうに聞いていますが、やはり実際行って訪ねてお話をされて、それじゃ初めてみようかというふうに思うということとはすごく大切なことだと思うんです。こういったせつかくの学習の機会ですから、本当にそういったことを受けられる子供たちに全員に受けてほしいというふうに思っています。その辺学校教育課、また教育長はどのようにお考えになっているか、この学習支援の必要性ということを鑑みてどうお考えになるかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 今、那須町ではという話がありましたけれども、うちのほうもやっぱり同じで、校長を通して呼びかけてはあります。ただ、夜となると子供だけでは行けないので親が送り迎えをしなくちゃならないという点と、学校の校長の話では。それと、部活等重なるというところでなかなか人数が集まらないという報告は受けています。でも、これは健康福祉課だけではなくて、学校としてはこれは学力を保証してやるということは最大の仕

事ですので、こういうことばかりではなくて、やっぱりそういう機会があるといいかなと思っ
てはいます。例えばご存じ隣の那須烏山市なんかはサタデースクールという、10月から毎
週土曜日やっていますよね。ああいうようなもの、大変なお金がかかりますけれども、やっ
ぱり学力の保証というのは学校教育では大切なことですので、ぜひこういうことも含めて支
援してやれたら子供たちは、あるいは親は助かるだろうなとは思っています。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 教育長も学校長に言っていたということなんですが、もう一歩
踏み込んで学校の先生たちも戸別訪問していただくなり、例えば親の送迎や部活等の都合が
あるようでしたらそれをどうやって改善できるかということも考えていただかなくてはいけ
ないと思います。那須町では、やっぱり送迎の面でなかなか難しいということが出てきたの
で、送迎の費用をやっぱり県に予算要求をしたそうです。まだ通るかどうかわかっていない
状況ではありますが、そういったことをやはり町として放っておかないで、きちんと県に要
求していく、こういった制度があって受けられるのになかなかいろんな都合で受けられない
という状況があるんだったらそれを改善していくのは町の仕事だと思いますが、那珂川町で
も送迎の件に関してなかなか難しいというものがあるんでしたら、那須町と同じように県に
言って送迎費用を予算請求してくるつもりがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 費用に関しては、受託会社のほうで送迎まで含めてできるか
どうかということで県のほうに要望しているところがございます。特にこの2カ所でありま
すが、県のほうにつきましては、当初1カ所をお願いしたいというようなことでありました。
ただし、特に那珂川は範囲が広くてなかなか1カ所でやる形では利便が図れないだろうとい
うことで無理を言いまして2カ所にしてもらったというような事情がありますので、でき得
る限り子供たちをその学習機会につきまして利便性できるような形の中で考えてきている形
であります。その中でもある程度の条件、県の事業という中で予算措置のものもありますの
で、引き続き要求はしてまいりたいというふうに思っておりますし、それから先ほど申し上
げましたように、開催時間等につきましてもなるべくできるような、参加しやすいような時
間帯を選んでやっていきたいというふうに思っております。引き続き送迎につきましては、
受託会社のほうで送迎つきのものでできる形かどうかということで要求していきたいという

ふうに考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 事業者のほうで送迎できるということにしても、予算がないと難しいわけですよ。ですから予算をつけることを県にお願いするというのが大前提だというふうに思いますので、これは那須町というか那須福祉事務所管内のことですから共同してお願いをしていくというふうにしていただいくということで大丈夫でしょうか、もう一回確認です、よろしいですか、課長。じゃ、本当にこういった学習支援が多くの子供たちに本当に広がって、きちんと学習を受ける機会が保証できるということが本当に大前提だと思いますので、その趣旨を踏まえて保護者に説明をして理解を得られるように町も努力していただきたいと思います。

それでは、2つ目の高齢者福祉計画についてお伺いいたします。

入所待機者の解消というふうなお話をさせていただきましたが、6月に和見に1つ地域密着型の養護老人ホームができましたので、その解消に貢献されているのかなというふうに思っていました、そこでの介護職員の不足という話がやはり出てきて、なかなか新しい事業が始まっているのに事業サービスを展開できないというような状況もあるやに聞いておりますが、その辺は把握、どのような感じになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 新しく地域密着型の特別養護老人ホームが和見に開設されましたけれども、8月末現在で13名の入所であります。定員29名でありますので残り16名ありますが、これにつきましても9月から10月で満床になる予定だというふうに聞いております。現在、徐々に判定会議、その他におきまして入所を順次進めているというふうに聞いておりますので、職員の不足という形よりも申し込みの状況によって順次受け入れているというふうに聞いております。ただ当初につきましては、当然職員のほうもなれていないというふうな状況の中で、職員のほうの研修も含めまして、スキルアップも含めて順次ふやしていくというような形で聞いております。

また、先ほど言いましたように把握は非常に難しい部分ではありますが、全体的に考えまして55名の待機者のその後を迫いましたところ、現在55名のうち29名が入所、それで残念ながら8名は入所を待ちながらお亡くなりになったという状況でございます。残り待機19名というような状況でございますので、順次ほかの状況を見ながら今期中では待機の解消に

なってくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 和見の施設では、それでは介護職員の充足は図られる方向で大丈夫だというふうに理解してよろしいのでしょうか。施設においても先ほど町長からの答弁がありましたけれども、設置基準を満たしているけれどもスタッフのローテーションに余裕がない、もう少し余裕を持って介護職員が当たれると離職防止につながるということもありますよね。そういった施設の運営に関する介護職員の不足の問題、それともう一つ、那珂川町では今後夜間対応型の訪問介護も実施していくという考えを持っていますよね。まるっきりこれはないというふうな事業計画ではないと思います。在宅介護の方で24時間対応のホームヘルプサービスがあれば、本当に家にいられるのにと思っている方もいらっしゃると思います。そういった在宅での訪問介護の充実のためにも、やはり介護ヘルパーの不足というのが挙げられているわけですね。事業者も手を出したいんだけど、そういった介護職員、ヘルパーさんが不足しているからなかなか事業に手を出せないと、そういった部分もありますので、これは積極的に介護ヘルパー制度の助成制度、または町でそういった資格が取れるようなものを考えていくべきであると思いますが、積極的に、町長、町だけで考えるべきじゃなくて県と連携してと言っていますけれども、町も国も見通しとしてはもうどんどん不足するというふうになっているわけですね。これからどんどん不足していったらどんどん違うところにそういったヘルパーさん、または介護職員が取られてしまうという可能性もあるわけですよ。それを先に町として補って充足していく、または他市町からそういった資格を取るために那珂川町に来ていただいて、那珂川町である程度働いていただく、そういったことも積極的に考えていかないと遅れをとってしまいますが、町長としてはその辺どういうふうにお考えですか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 益子議員おっしゃる理想の形に近いのではないかと、このように考えております。ただ国全体、あるいは県でも将来的に非常に不足する、これはやはり町だけでなくて国・県、これと連携してやるのが基本かと考えております。ただこの件につきましても先進的にやったらどうか、このようなご提案でございますので、こういう事例があるかどうか、またもしあるとすればどのような状況でやられているか、こういう私どもも研修等もし

ていかなければならない、このように考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） たくさんあるんですよ、こういった事例というのは。というのは介護保険制度が始まる時に、やっぱり過疎の町村ではそういったヘルパーさんの人数が不足するというのが最初からわかっていましたよね。だから町や村主体でそういった認定を取るための講座を開いたり積極的に助成をしていった。町の予算で介護職員を、介護ヘルパーさんをつくっていったというのがあります。それはもう最初からあるんですよ。そういった制度をつくっていた先進自治体が本当に包括支援のケアができていて、そういった福祉のまちづくりとして進んでいるところなんです。ですから、那珂川町も先のことを見通して積極的にここは考えていくべきであると思います。那珂川町、人口減少していますよね。その部分も他市町から例えばそういった制度を利用して那珂川町でも就職していただくということで移り住んできていただくということも可能性としては考えられるわけですよ。いろんな可能性が広がる、介護のためでもありますし、町民のためでもありますし、そして人口増につながる施策であると思いますので、しっかりこの辺は調査研究して取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この制度につきましては、過去にJAなんかでも介護に従事する人材の養成、これはやったとお伺いしております。町でもそういう事例等しっかり検証させていただきたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） ぜひ他市町より先にやっていただくのがいいかと思っておりますので、積極的な調査検討に入っていただければと思います。

それから地域支援事業についてですが、地域支援事業をどういうふうにしていくかというのは今事業量の把握をしているということなんですが、事業量の把握をしてそれに見合った財源というのは確保できるのか、それについてまずお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 全体の介護保険の事業費につきましては、6期計画の中で見通したものの中でも配分という形になっております。この新しい総合事業のものにつつま

しては率が決まっております、今度の実施する前の事業量に比してそのパーセンテージで事業費が出てくるというような形になってきますので、そういう意味も含めまして現状での日常生活の総合事業の中の事業をどのように展開していくかという部分が重要になってくるかというようなものでありますので、それを事前展開として行なった上で実際の率を少しでも高くとっていききたいなというふうに思っております。全体の事業で従来での訪問介護、それから通所介護の部分、それから新しく始まる緩和した事業、あるいは住民主体でやる支援等の部分をパーセンテージで割っていきますので、その部分でどの程度の事業費になるかという部分につきましては現在検討中であります。それに見合った部分としての事業を実施していけるように、またなるべくそちらのほうの介護にいかない程度に、さらなる予防のほうに重点的に事業費を配分いたしまして、少ない事業費の中でも十分効果ができるような方向性に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 今の課長の答弁を聞いていると、財源がなかなか難しくなってきているのではないかと。地域住民の方やボランティアに頼らざるを得ないところも出てくるのではないかというような予想がされているようですけれども、新しい支援事業をどこが主体となって担っていくのか、それはどういうふうにお考えになっているかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） これはサービスによってでありまして、従来型の訪問介護、通所介護につきましてはもちろん事業所という形であります。新しくできたサービスに関しましては住民のボランティア、あるいは住民の組織によるもの、それから同じ事業所でもより軽度といいますか、緩和された事業として担っていただくというような形の中でそれぞれ役割分担があります。従来の介護、要支援1、2という中で、通所、それから訪問という部分というのは、ことしの4月現在ですと大体60名程度なんですね。そういうふうな中で、今後当然ふえてくるであろうというふうに予想はしておりますので、ただ心配なされている部分というのは、そういうふうな部分は削られるんじゃないかというふうな部分だと思いますが、今回はそういうふうなものではなくて、従来判定して要支援1、2という形での判定がなされるものに関しては同じように介護保険の中でやっていくという形で、今回はそこに判定されない方の部分、従来町として予防事業としてやっていた部分のものをそれぞれ細分化してやるというような形のものでございますので、その辺のものに関しましては、今まで

自主的にやっていたサロン事業等の理解、あるいは町のほうで直接集めていた転ばん教室等の事業、そういうものに関して移行をして事業所のほうに一部委託する、そういうふうなもので実施していきたいというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 私の中では要支援1、2の判定をされた方々が介護サービス、または通所サービスを受けられるということは理解しているんですけども、そのほかの予防事業というものが一体どこが主体となってメインになっていくのか、介護ボランティアの育成をされていますけれども、そういう方たちにお任せするのか、それとも事業所さんになかなか財源がないけれどもボランティアのような形でお願いしていくのか、その問題だと思っておりますよ。介護予防、一番大切な部分であると思うんですね。その財源が減らされると、本当に先に介護になってしまうという状況が出てきてしまうという心配がありますので、そこをいかに担保していくのか、町としてどういうふうに考えているのかというところをお伺いしたかったんですけども、介護ボランティアさんの育成をされているので、当然その方たちにある程度のお願いをしていくのかとも思うんですが、ボランティアさんたちにこういった肩がわりをさせるというのは、いろんな問題で責任が転嫁されてくるとすごく大変になってくると思うんですね。その辺も含めてどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 那珂川の場合ですと、より積極的に直営で実施している部分が多かった部分であります。転ばん教室等でハイリスクの方を集めていわゆる要支援等にかからないような直接的な事業、15回継続で前後期2回やっているような事業を現在も実施しておりますが、そういうふうな部門をボランティア等にお願いし、あるいはやはり中心的になってくるのは専門知識としての指導者の部分もありますので、そういうふうな部分につきましては専門機関からの派遣という形で中心になっていただいて、今までは直営で実施していたそういうふうな教室等を各サロン等で実施していくということで、地域にそれぞれ分散しながら中心になって指導する方を派遣し、なおかつその運営をボランティアでお願いするというような形で、より広く多く実施していきたいと。今まではどちらかというと町の施設に集めて実施していたものを、それぞれ各地域のほうに分散し、お願いし、より広くやっていきたいというような形の部分が一つでございます。さらに新しくこの後、今回のものでありますと認知症の問題、あるいは先ほどから出ております24時間365日の介護と、そういうふ

うなものの実現に向けての推進等も事業の中に出てまいりますので、そういうふうな方向で町のほうの力については重点的に持っていきたいというような形で考えています。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 誰がというところではその中心人物となる専門的な方を派遣して、誰と連携してというボランティアの研修を受けた方が中心となって活動拠点を明確にして、要するに地域、地域に拠点を置いて、そしてエリアを明確化していくということが大事なのかなというふうに、そういうふうに捉えさせていただきましたけれどもよろしいでしょうか。その辺は積極的に介護予防という重要性を鑑みて進めていただきたいと思います。

それで、私が最後に専門職を、結構私いつも行革の部分で職員減らしているのに、例えばスクールソーシャルワーカーが必要だとか専門職が必要だとかと毎回言っているんですが、やはりそういった福祉とか教育とか専門的に手をかけなくてはいけない部分には専門職員の配置というのは非常に大事であると思うんですね。それが行く行くは財源の流出を防ぐということにつながっていくと思うんですよ。高齢化社会に向けて健康づくり、介護予防を重視するところからすると、私としてはリハビリなんか精通している理学療法士さんというのは中心人物になって活躍していただかなくては困る、そういった方が町にいれば、保健師と一緒に戸別訪問ができますよね。現在乳幼児の戸別訪問はされておりますが、高齢者のひとり住まいの方とか健康な方はそれも必要ないのかもしれないんですが、健康なうちにやっぱり戸別訪問をして問題点の改善に早急に努めなくてはならないというふうに思っています。それなので、専門的職員が必要だというふうに、いつも決算のときに高齢者宅の戸別訪問について聞くと、保健師の仕事は大変で、さまざまな事業があつてそれどころではないというような状況があるんですよ。だからそこを改善していくにはマンパワーを充足させていく、それが必要というふうに考えています。

理学療法士と保健師さんが一緒になって戸別訪問している自治体では、いろんな効果というのが見られるわけですね。訪問指導しているうちに認知症とかの早期発見につながったり、あと膝を痛めたりすると外出がおっくうになって結局膝が痛い、閉じこもって認知症、寝たきりといった悪いサイクルが見られるという、それを早期に改善できるという効果が得られています。ぜひそういった理学療法士並びに保健師さんの充足を図っていただいて、真の意味での高齢化社会に対応した那珂川町、本当に幸せな暮らし、生活を支援していける高齢福祉社会をつくっていただきたいと思います。最後に、町長のお考えをお伺いして終わり

にしたいと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私の考えは、先ほど健康福祉課長が答弁申し上げましたとおりで、私の考えとして答弁をしていただきました。理学療法士、この重要性、私も認識いたしております。それで、当面町で直轄で来ていただくよりも、やはり専門機関、それから事業者等からの派遣、これを当面考えてまいりたい。その後、本当に需要が非常に多い、常勤でいなければいけない、このような状況になったときにはまた考えさせていただきたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 8番、益子明美さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 15分